

平成 28 年 10 月 11 日
まちづくり政策局・経済局

仙台市復興産業集積区域の変更（区域追加）について

東日本大震災復興特別区域法に基づき「民間投資促進特区（ものづくり産業版）」として指定している集積区域に蒲生北部地区を追加するもの。

1. 概要

蒲生北部地区は、防災集団移転促進事業及び区画整理事業が実施されている区域であり、市有地・保留地・民有地を合わせて約 90ha の産業用地が創出され、平成 28 年度後半より順次土地の造成が完了する予定である。

本区域については、区域東部の都市計画の用途地域変更が既になされており（準工業地域から工業地域への変更、平成 28 年 9 月 23 日告示。）、これに加え、区域全体を「民間投資促進特区（ものづくり産業版）」の復興産業集積区域とすることにより、本区域への産業集積を促進させるものである。

2. 区域の概要

（1）区域図

裏面のおり

（2）面積

92.1ha

（3）集積を目指す業種

- | | |
|------------|-----------------|
| ① 自動車関連産業 | ⑤ 医療・健康関連産業 |
| ② 高度電子機械産業 | ⑥ クリーンエネルギー関連産業 |
| ③ 食品関連産業 | ⑦ 航空宇宙関連産業 |
| ④ 木材関連産業 | ⑧ 船舶関連産業 |

（4）特例の内容

復興産業集積区域における税制上の特例

3. 今後のスケジュール

10 月下旬に本区域追加を内容とする仙台市復興推進計画の変更について仙台市復興推進協議会に諮ったうえで、11 月下旬、復興庁へ申請予定。

裏面につづく

区域図

